

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月25日
【報告者の氏名又は名称】	ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
【電話番号】	03-4577-8400
【事務連絡者氏名】	代表取締役 坂本 篤彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社 (東京都港区虎ノ門五丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ビー・エックス・ジェイ・イー・ツー・ホールディング株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、テクノプロ・ホールディングス株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利及び株券等預託証券をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記事がある場合は、特段の記事がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注11) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)は本公開買付けには適用されず、また、これらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず（又は適用されない可能性があります）、本公開買付けはこれらの手続及び基準に完全に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいて作成された情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注12) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注13) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、将来に関する記述として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の将来に関する記述は、本書提出日時時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

## 1【公開買付けの内容】

### (1)【対象者名】

テクノプロ・ホールディングス株式会社

### (2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

株券等預託証券

The Bank of New York Mellon (以下「本預託銀行」といいます。)に預託された対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を表章するものとして、本預託銀行により米国で発行されている米国預託株式(以下「本米国預託株式」といいます。)

(注) 本預託銀行が2019年10月11日付で、米国証券取引委員会に提出した本米国預託株式に係る届出書(Form F-6)によれば、本米国預託株式は対象者との協力のもとで発行されております。本公開買付けにおいては、対象者株式(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全ての取得を目指していることから、公開買付者は、法第27条の2第5項及び令第8条第5項第3号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に対象者株式を表章する本米国預託株式を含めております。一方で、本米国預託株式は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得を行うに当たり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託株式自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては対象者株式の応募のみの受付けを行い、本米国預託株式自体の応募の受付けは行わず、本米国預託株式が表章する本預託銀行に預託された対象者株式の応募の受付けを行うことにいたしました。

### (3)【公開買付期間】

2025年8月7日(木曜日)から2025年9月24日(水曜日)まで(32営業日)

## 2【買付け等の結果】

### (1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応じて売付け等の申込みがなされた株券等(以下「応募株券等」といいます。)の総数が買付予定数の下限(69,460,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(83,300,919株)が買付予定数の下限(69,460,100株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### (2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2025年9月25日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

### (3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	83,300,919(株)	83,300,919(株)
新株予約権証券		
新株予約権付社債券		
株券等信託受益証券( )		
株券等預託証券(本米国預託株式)		
合計	83,300,919	83,300,919
(潜在株券等の数の合計)		( )

## (4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	833,009
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(2024年12月31日現在)(個)(g)	1,041,656
買付け等後における株券等所有割合 ( $(a+d)/(g+(b-c)+(e-f)) \times 100$ )(%)	79.95

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年12月31日現在)(個)(g)」は、対象者が2025年2月13日に提出した第20期中半期報告書に記載された2024年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2025年8月6日に公表した「2025年6月期 決算短信〔IFRS〕(連結)」(以下「2025年6月期決算短信」といいます。)に記載された2025年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(104,500,000株)から、2025年6月期決算短信に記載された2025年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数(309,817株)を控除した株式数(104,190,183株)に係る議決権の数(1,041,901個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## (5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。